

件名	ふるさと愛媛の中小企業振興条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>平成24年10月に制定した「ふるさと愛媛の中小企業振興条例」について、小規模企業振興基本法の制定や商工関係団体からの要望等を踏まえ、小規模企業者に対する支援について、よりクローズアップさせるため、中小企業の振興施策実施に当たって、小規模企業者の事業の持続的発展が図られるよう必要な配慮をする旨の規定を盛り込むなどの見直しが必要であるため。</p> <p>2 改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模企業の持続的発展が必要な旨を追加（前文） ○小規模企業者の定義を追加（第2条） ○中小企業の振興施策を実施する際に、小規模企業者の事業の持続的発展が図られるよう配慮する旨を基本方針に追加（第4条） 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	